

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(津波) ハザードマップ (http://www.town.taiki.mie.jp/files/bousaimap2_doc_01.pdf)

大紀町のハザードマップでは、過去最大クラスの南海トラフ地震(最大震度6強・最大津波高、7.3m・津波高20cm 到達時間11分)、理論上最大クラスの南海トラフ地震(最大震度7・最大津波高16m津波高1m到達時間8分)のケースを想定しています。

大紀町で唯一海に面する錦地区では住宅・商店が集まっている地区の中心部の大半が、2階建ての建物が水没すると想定されています。

(洪水) ハザードマップ

http://www2.town.taiki.mie.jp/hpdata/_images/Media/disaster/towнтаiki_map2.pdf

洪水ハザードマップは、大内山川が大雨によって増水し、堤防が決壊または越水した場合に浸水する範囲と浸水深、避難所などを示しています。阿曾地区・柏野地区・柏崎地区・大内山地区の大内山川に隣接する地域で1m以上の浸水が予想されるエリアがあり、地域の商店、工場がある地域が含まれています。

三重県は記録的短時間豪雨の基準を全国一高い1時間120ミリと設定しています。2012年から2018年までは0回でしたが、2019年は11月現在で9回記録しており、警戒するとともに、事業継続の視点では停電のリスクを考慮する必要があります。

(土砂災害危険箇所MAP)

その他 森林が総面積の9割以上を占める大紀町では、がけ崩れのリスクがあり、店舗・事務所の損壊リスクの他、主要道路である国道42号線ががけ崩れで通行止めとなるリスクもあることから、ハザードマップの確認と代替交通経路の確認も必要です。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 421

・小規模事業者数 402

(上位5業種・商工業者数)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
小売業	114	109	町内に広く分布沿岸部にも多い
建設業	87	86	沿岸部・大内山川沿いにも多い
製造業	56	50	沿岸部・大内山川沿いにも多い

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・防災計画の策定、
- ・防災タワーの整備
- ・防災訓練の実施
- ・被災地への職員の派遣
- ・防災教育の実施
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知概要についての周知
- ・BCPセミナーの周知
- ・みえ共済の災害関連保険商品の周知、説明

II 課題

住民としての防災意識は極めて高い地域だが、事業継続の視点での対策は不十分で、BCPを目標として定めた取組について実施ができていない。

また、BCPの概要・必要性を漠然と説明するにとどまり、事業者が計画を策定する際に必要な具体的な情報を有しておらず、情報提供もできておらず、商工会自体のBCP計画立案のノウハウが不足している。

III 目標

- ・地区内小規模事業に対し、災害リスクと計画立案の必要性を認識させる。
- ・発災時における円滑な連絡体制を構築するため大紀町との情報共有の仕組みをつくる。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう組織内、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時にハザードマップを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを確認し、発災時に影響を軽減させるための取組や対策（各種保険・共済）について説明する。
- ・会報やSNSを活用し、リスク対策の必要性、BCPに取り組む事例、各種制度の情報提供を行う。
- ・事業者が参加する会議でBCPをテーマとした情報・意見交換会を実施し、意識の向上と具体的に取り組むためのきっかけづくりを行う。
- ・小規模事業者に対し、BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある策定例の提示や取組の推進等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身事業継続計画の策定

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・業務で関連のある保険組合、電力会社、金融機関と情報交換を行い、小規模事業者に有益な情報を収集し支援に役立てる。
- ・金融機関、行政機関へパンフレット、情報誌等の掲示、配布依頼を行う。セミナー等の共催、実施情報の収集及び告知の協力を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・商工会、行政、外部有識者と会議を開催し、状況確認や改善点について協議

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度7の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

〈2. 発災後の対策〉

自然災害等による発災時には、人命が第一で行動する。そのうえで、下記の手順で区内の災害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当市で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

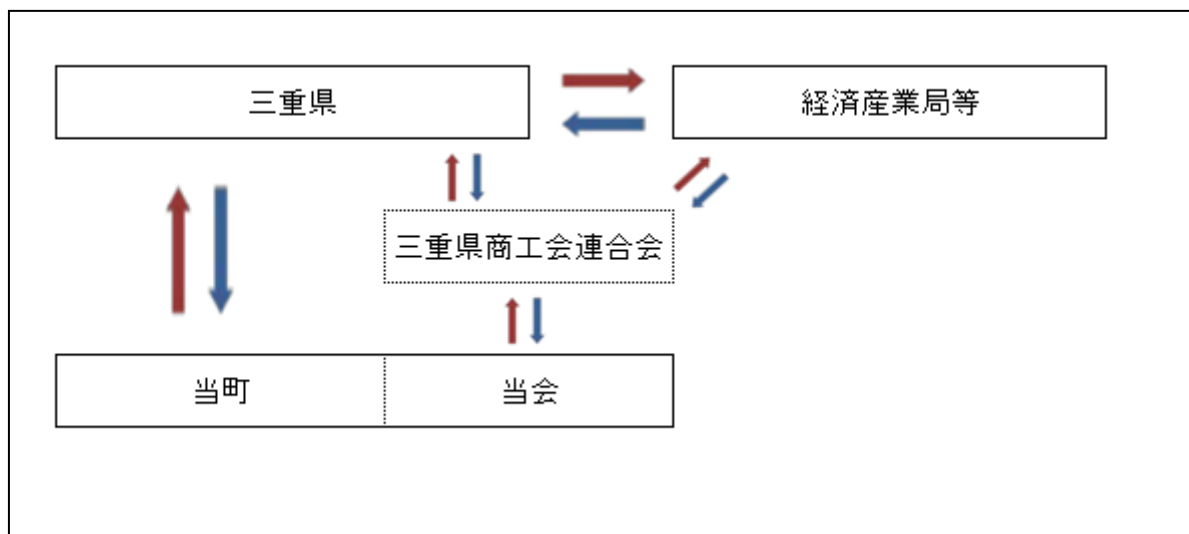
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～7日	1日に3回共有する
8日～14日	1日に2回共有する
15日～30日	1日に1回共有する
31日以降	2日に1回共有する

※共有頻度については、当会・当町協議の上状況を勘案し必要により増減を行う。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、三重県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。



〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・相談窓口の開設方法について、大紀町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、大紀町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	130	130	130	130	130
・専門家派遣額	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・パンフ、チラシ製作費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大紀町補助金、三重県小規模事業費支援費補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等